

フィンランドのNATO加盟の動きと中立化政策

フィンランドとスウェーデンはロシアの軍事戦略上、重要な地域でもあるため、両国は中立化政策によりロシアとの関係を維持してきました。しかしロシアのウクライナへの軍事侵攻を目の当たりにして、両国はNATOとの軍事同盟に方向転換することを表明しています。ロシアの軍事侵攻は歴史の歯車を動かしているようです。

NATO:フィンランド、スウェーデンが加盟を表明、歴史的転換点となる動き

フィンランドのニーニスト大統領とマリン首相は、2022年5月15日に記者会見し、北大西洋条約機構(NATO)に加盟申請すると共同で表明しました。フィンランドのハービスト外相は地元紙に5月18日に正式にNATO加盟を申請する可能性もあると述べています。

スウェーデンのアンデション首相は16日、NATOへの加盟申請を決めたと発表しました。スウェーデンは約200年にわたって軍事的な中立を維持してきましたが、ロシアのウクライナ侵攻を受けて安全保障政策を転換する動きです。アンデション氏は記者会見でフィンランドと歩調を合わせる形で数日中に申請する意向を述べています。

もっとも、NATO新規加盟には既存の全加盟国の承認が必要ですが、加盟国のトルコは難色を示しています。

どこに注目すべきか： 中立化政策、NATO加盟、軍事同盟、EU加盟

北欧のフィンランドとスウェーデンが長期間にわたり維持してきた軍事的な中立化政策から、軍事同盟へと方向転換する動きとなっています。両国の加盟承認は、現時点ではトルコなど反対姿勢を示している国もあり今後の展開を待つ必要があります。また、加盟申請後、正式に加盟となるまで一定の期間は必要です。それでも両国がNATO加盟申請を正式に表明したことは歴史的イベントです。この背景はロシアによるウクライナへの軍事侵攻です。ロシアのウクライナへの軍事侵攻はフィンランドとスウェーデンの世論を動かし、両国の政治を動かす結果となりました。

例えば、フィンランドでは、軍事侵攻前の2月の世論調査においてNATO加盟の支持率は概ね3割を下回る水準でした。しかしロシアがウクライナへ軍事侵攻した後の3月には6割を上回る支持となっており、これまで支持されてきた政策である中立化からの脱却が見込まれます。そこで、フィンランドを例に中立化の流れを振り返ります(図表1参照)。

最初に中立化と中立国の違いを述べます。中立国は条約など多国間のルールで承認されたもので、スイスやオーストリアなどが該当します。一方、中立化は戦時と平時を問わず、国際社会で外交上、特定の相手に加担しない立場です。外交政策上の方針とも位置づけられそうです。

フィンランドがロシアから独立したのは1917年です。しか

しロシア(ソ連)から軍事的脅威を受け続けたのは、冬戦争から継続戦争と戦争が続いたことから明らかです。第2次世界大戦末期にはソ連と休戦協定を結びますが、そのためにはそれまでフィンランドを支援(共同参戦国)してきたドイツと戦う必要に迫られるなど複雑な対応が求められました。

フィンランドは大戦後対ロシア(ソ連)政策は中立化を基本としてきました。ロシアと1300キロに及ぶ国境を接するフィンランドにとり、一方で不凍港確保のためバルト海を重視するロシアにとっても中立化は心地よい政策と思われる。

フィンランドは政治と経済では西側と近いものの、軍事的には中立を維持していましたが、大きな転機となったのはソ連崩壊です。その後の動きとしてフィンランドは欧州連合(EU)と自然に結びつきを強めました。フィンランドはEUの経済統合の代名詞である通貨ユーロの当初からの導入国です。またフィンランドは99年後半には初めてEU議長国をつとめるなど、しっかりとEUの一員として根付いていましたが、それでも軍事的にはEUと距離を置き中立化を維持しました。

なお、90年代終わりに激化したコソボ紛争で、NATO軍は国連を無視するかたちでの空爆など武力行使を実施しました。中立化政策を維持するフィンランドはコソボに介入するセルビア政権への説得に参加することで、NATOの空爆をある意味間接的に停止させています。このようなイベントもフィンランド世論がNATO加盟に否定的だった背景と見られます。

ロシアはNATOの東方拡大懸念を口実に、NATO非加盟のウクライナへ軍事侵攻しました。この結果、軍事上重要なフィンランドとスウェーデンが中立化政策から転換を表明したことは、ロシアに思わぬ誤算となる可能性ありそうです。

図表1:フィンランドの主な歴史的な出来事

年月	出来事	主な内容
1917年12月	フィンランド独立	ロシア(レーニン政権)から独立
1920年頃迄	内戦激化	フィンランドで内戦が激化
1939年11月	冬戦争	ソ連、宣戦布告無くフィンランド攻撃
1941年6月	継続戦争	フィンランドが対ソ宣戦
1944年9月	対ソ休戦協定	フィンランドを支援したドイツと戦闘
1946年~	中立化政策	ソ連との和平路線を模索
1991年12月	ソ連消滅	ロシアとの新たな関係構築へ
1994年10月	国民投票	EU加盟を国民投票で承認
1995年1月	EU加盟	スウェーデンなどと共にEU加盟
1999年1月	ユーロ導入	ユーロ導入当初から加盟(11カ国)
2022年5月	NATO加盟表明	NATO参加の意思を表明

※ロシア：一般的にロシアと表記、ソ連はソヴィエト社会主義共和国連邦
出所：外務省、各種報道等を参考にピクテ投信投資顧問作成

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

ピクテ投信投資顧問株式会社 | 「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

ピクテ投信投資顧問の投資信託をご購入する際の留意事項

1. 投資信託に係るリスクについて

- (1) 投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- (2) また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

2. 投資信託に係る費用について(2022年4月末日現在)

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

(1) お申込時に直接ご負担いただく費用: 申込手数料 上限3.85%(税込)

※申込手数料上限は販売会社により異なります。

※投資信託によっては、追加設定時信託財産留保額(上限0.6%)をご負担いただく場合があります。

(2) ご解約時に直接ご負担いただく費用: 信託財産留保額 上限0.6%

(3) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用: 信託報酬 上限年率2.09%(税込)

※ファンド・オブ・ファンズの場合、ここでは投資対象ファンドの信託報酬を含む実質的な負担を信託報酬とします。

※別途成功報酬がかかる場合があります。

(4) その他費用・手数料等: 監査費用を含む信託事務に要する諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等、外国における資産の保管等に要する費用等は、信託財産から支払われます(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません)。

ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。詳しくは、目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

当該費用の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ピクテ投信投資顧問株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前によく目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会



ピクテ投信投資顧問株式会社

【当資料をご利用にあたっての注意事項等】●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。